

記載要領等	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）
-------	-------------------------------------

《この届出書の提出が必要な方》

次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けた旨税務署長に届け出る必要があります。

- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項・同法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方

- イ 特例経営（贈与）承継期間^(注1)の場合 第一種（贈与）基準日^(注2)の翌日から5か月を経過する日
ロ 特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日^(注3)の翌日から3か月を経過する日

(注1) 「特例経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は特例経営承継者若しくは特例経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限（提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して1年を経過するごとの日をいいます。

(注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

- (2) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方

- イ 特例経営相続承継期間^(注4)の場合 第一種相続基準日^(注5)の翌日から5か月を経過する日
ロ 特例経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日^(注6)の翌日から3か月を経過する日

(注4) 「特例経営相続承継期間」とは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける前に特例認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限をいい、これらの提出期限の延長があった場合には、延長後の

＜非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置） 記載要領等＞

提出期限）の翌日から起算して1年を経過するごとの日をいいます。

（注6） 「第二種相続基準日」とは、特例経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

《記載要領等》

- 1 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、基準日において特例経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与^(※)により取得したものである場合（基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限り。）に記載してください。

※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号に規定する贈与をいいます。

- 2 「特例経営承継者」とは、
 - (1) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
 - (2) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
 - (3) 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
 - 3 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に規定する雇用確保要件を満たさなかった場合をいいます。
 - 4 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。
 - ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
 - ② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
 - イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り。）
 - ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第21項又は第30項において準用する同条第9項又は第10項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し^(※2)
- ※1 ①の書類は、最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- ※2 ②ロの書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。